

## 第5章 韓国における環境保全型農業への取組み動向調査

足立 恭一郎

### 1. 本稿の目的

ガット・ウルグアイ・ラウンド（UR）農業合意以降、農政の軸足をそれまでの単線的な「規模拡大・生産コスト削減」路線から「親環境農業」路線へ徐々に方向転換しはじめた韓国に着目し、①親環境農業の育成に係る法律・制度の現況、②予算、③成果、④政策的インプリケーションを明らかにする。

2004年度は、1) 韓国研究者の論考や韓国農林部資料を参考にしつつ、韓国における親環境農業育成政策の展開現況に関する考察、2) 韓国農林部資料「2004年度親環境農業育成政策」の翻訳をそれぞれ行った。

### 2. 韓国農政の戦略指向

#### (1) 農業経済学者が主導した韓国の農政

1993年2月26日から2000年8月7日までの7年半、韓国農政の舵取りを行ったのは3人の農業経済学者であった。農林部長官や大統領府農水産主席に抜擢された3学者たちは、それぞれの在任期間中、自らの研究蓄積に基づく「新しい農政」を展開した（第1図参照）。彼等の農政理念は著書やレポートとして公表されているため、この時期の韓国農政がどのような理念、現状認識、方法、展望に基づいて展開されたか理解しやすい。

3学者に共通しているのは、政界・官界・業界・学界に巣くう利害や守旧的な考え方を排し、「韓国農業の生き残り策」を大胆に提示して果敢に実践する、斬新、かつ頑固な学者魂である。その発想法もまた、皮相なアカデミズムに陥りがちな学者には珍しく実践的、戦略的であり、かつ、挑戦的である点において共通している。

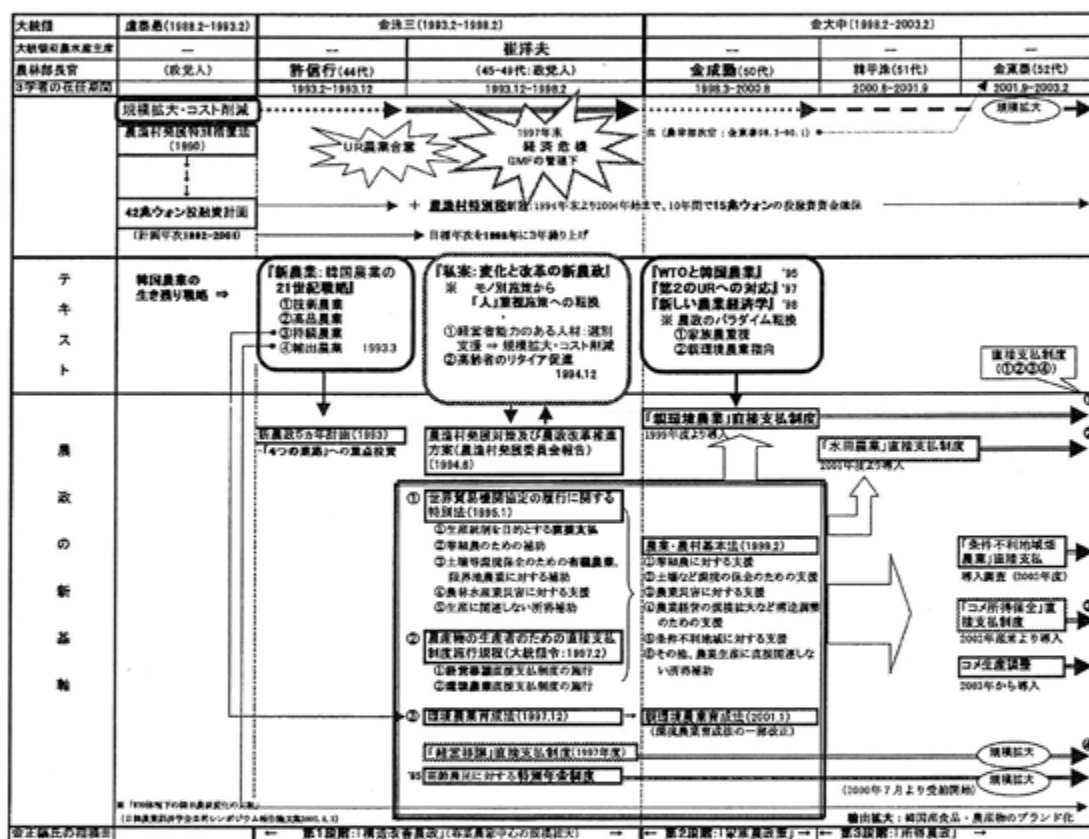
以下に紹介するのは、3学者へのインタビューの概要である。（詳細は拙稿「親環境農業路線に向かう韓国農政—農林部長官・大統領府主席インタビューから—」（『農林水産政策研究』No.2, 2002年3月）を参照されたい。）

#### 1) 許信行（農林部長官）

許信行（ホ・シンヘン：前職は韓国農村経済研究院・院長）氏は1993年2月26日、金泳三（YS）元大統領から指名されて同政権下の初代農林部長官に就任した。農林部は農林水産省、長官は大臣にあたるが、政党人以外の人物が農林部長官に就任するのは許氏で2人目。過去に農協中央会・会長が長官になったことがあるが、「学者」長官は韓国農政史上初めてのことだという。

許氏は、著書『新農業—韓国農業の21世紀戦略—』が刊行される2週間前に農林部長官に登用された。

「ただでさえ、韓国農業の生産基盤は脆弱で国際競争力がない。これにウルグアイ・ラウンド交渉の市場開放圧力が加われば、韓国農業は重篤な病に陥る。この難局を乗り切るには、生産者はじめ農業・農政関係者に的確な『改革の青写真』を示して元気づけ、《農家の自信喪失・諦めムード → 農業の更なる斜陽化》の悪循環を断ち切らなければならない。」



注) 聞き取り調査などに基づき、筆者作成

第1図 韓国農政の展開過程

そのように考えて許氏は『新農業』を執筆したが、期せずして、同書の第5章で指摘した「韓国農業の進む道—4 大新農運動—」，すなわち「4つの進路」がYS政権の農政の基本方針を定める「新農政5ヵ年計画」（1993年7月策定）の骨格を形成することになった。許氏のいう「4つの進路」とは次のとおりである。

- ①技術農業：土地中心の面積（規模）農業から技術中心の集約（施設，技術）農業への転換，すなわち，米麦増産（穀物中心）政策からの脱却を図ること。
- ②高品質農業：量から質（高品質，ニーズ適応型生産）への転換を図ること。
- ③持続農業：慣行農業から持続農業（後に環境農業と称される）への転換を図ること。

④輸出農業：日本市場をターゲットにした生産・流通システムを開発すること。

なかでも、許氏が重視したのは輸出農業であった。イギリス市場をターゲットにして輸出戦略を練ったイスラエル、オランダ、デンマーク農政に学び、日本市場をターゲットにした輸出戦略政策を多角的に構築すること。それが、許氏が考えた「韓国農業の生き残り策」であった。—技術・高品・持続農業は日本市場への参入攻勢を実現するための必要条件との位置づけだったが、持続農業を農政の柱の1つに位置づけたのは許氏が始めてであった。また、1990年代後半以降、韓国南部の日本向け輸出野菜生産団地で生産された野菜類が日本市場を脅かしているが、この団地整備は許氏が政策的に推進したものである。

## 2) 崔洋夫（大統領府農水産主席）

崔洋夫（チェ・ヤンプ：前職は韓国農村経済研究院・副院長）氏は1993年12月23日、金泳三元大統領から指名されて大統領府の初代農林水産主席に就任した。このポストは崔氏を大統領府（青瓦台）に迎えるために新設されたものである。「軍隊にたとえば、大統領は総司令官、長官は野戦軍司令官、そして主席は参謀本部で総司令官を補佐する作戦参謀長」だという。

崔氏はUR農業合意を「天恵の逆境」（農政転換の好機）と捉えた。

「これまでの農政は施恵（시혜）的であり、目先の対策に終始してきた。臨機応変といえど聞こえがよいが、実態は“その場のしぎ”だ。政権維持を最優先にする旧来のポピュリズム型農政（大衆迎合型農政）を続けるかぎり弥縫策しか取り得ず、抜本的な農政改革はできない。…この時期を措いて農政改革のチャンスはない。」

それを物語るように、崔氏が打ち出した政策はアグレッシブで戦略的である。

崔氏はまず、大統領に進言して、UR農業合意後の対策を検討するための大統領諮問機関「農漁村発展委員会」（農協、農民団体、企業、経済団体の代表者、学識者など30名全員を民間人で構成）を1994年2月1日に設置。崔氏自らが委員長及び委員の人選を行った。そして同年6月14日、同委員会は「農漁村発展対策及び農政改革推進方案」と題する報告書を取りまとめて大統領に答申した。—日本との比較でいえば、形の上では農漁村発展委員会は「農政審議会」、委員会報告は「審議会報告」（「新たな国際環境に対応した農政の展開方向」94年8月12日）に相当する。

答申の作成にあたっては、「自由に討議してもらった」と崔氏はいふ。しかし、委員全員が崔氏の意に適う人びとであるため、答申内容が崔氏の農政改革理念に反するものでないことは想像に難くない。—奇遇だが、のちに金大中政権の下で初代農林部長官となる金成勳氏が委員に選ばれ、農漁村発展委員会に参加していた。

その後、1994年12月、崔氏は答申内容をより具体化した『私案：変化と改革の新農政』（日本の「ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策大綱」94年10月25日に相当）として公表し、以後、YS政権の農政は実質的にこの「私案」に基づいて展開されることになった。崔氏が語る「私案」の要点は次のとおりである。

①品目別施策から主体別施策への転換：これまでは米麦・蔬菜・畜産などモノ別に施策され、経営主体への洞察が欠けていた。新農政では「人」重視の政策に切り替える。

②画一農政からの脱却：「人」に着目して政策対象を区分し、当該区分に適した政策を選択する。

具体的には、i) 若者および55歳以下の経営者能力のある比較的大規模な農家に対する施策（低利融資など各種の補助、株式会社を除く法人経営の育成等）を充実させて、韓国農業の競争力を強化し、ii) 65歳以上の高齢農民には特別年金制度を導入して「高齢者福祉+（経営者能力のある担い手への）経営移譲の促進」を図り、iii) 環境農業実践者には「中小農高品質農産物生産支援事業」（堆肥生産施設の建設、堆肥散布機の購入等に対する低利融資）を新設し、その健全育成を図る。

③政策理念の法制化：制度・政策の継続性を担保するためには、法制化を図らねばならない。

④リップサービスからの脱却：政策の基本柱は法律と予算だ。予算的裏付けのない事業は画餅にすぎない。

なかでも、崔氏がUR対策として重視したのは、競争力を有する農家（経営者能力のある担い手）の育成であった。10年後の韓国農業を考え、65歳以上の高齢農民には条件整備してリタイア（経営移譲）を促し、予算を競争力強化と持続性の確保に重点的に配分しようと考えた。また、環境農業の実践者に対し、何らかの政策支援が必要だと考え、1994年12月、崔氏は農林部内に「環境農業課」（現在は親環境農業課と改称）を新設した。いうまでもなく、直接の設置権者は農林部長官（当時はチェ・インギ氏）だが、指示したのは崔氏であった。

明けて1995年、崔氏は「環境農業法律制定起草委員会」（農林部、農村振興庁、韓国農村経済研究院、環境農業団体の代表者12名で構成）を組織し、のちに「環境農業育成法」となる法案の検討をスタートさせた。また、「1996年11月11日の第1回“農業者の日”の祝辞の中で、YS大統領に『環境農業を育成するための法律を制定する』と宣言してもらって既定路線化を図った」。しかし、「環境」を冠する法案を農林部が策定することに対して環境部からクレームがつき、このままでは調整に時間がかかりすぎることを懸念した崔氏は、議員立法の形をとって環境農業育成法（案）を第185回国会に提出。同法案は、所要の審議を経て、1997年11月18日に無事成立することになった（公布：1997年12月13日、施行：1998年12月14日）。

「閣法か、議員立法か、迷ったが、大統領の任期が1998年2月で切れるため、議員立法の形での法制化を急いだ」と崔氏はいふ。

また、在任期間中、崔氏は2つの重要な法律と大統領令、すなわち、①「世界貿易機関協定の履行に関する特別法」（95年1月3日、制定即施行）と、②「農産物の生産者のための直接支払制度施行規程」（97年2月1日、大統領令、制定即施行）の制

定にも関わった。これらは共に環境農業育成法の根拠法令となっている。

### 3) 金成勳（農林部長官）

金成勳（キム・ソンフン：前職は中央大学校・副総長）氏は1998年3月3日、金大中（DJ）前大統領から指名されて同政権下の初代農林部長官に就任した。学者が農林部長官になるのは、YS政権下の許信行氏に次いで2人目である。

YS政権下の許信行・崔洋夫両氏と同様、突然の就任要請に驚いたが金氏は『WTOと韓国農業』（編著、1995年）、『第2のURへの対応』（1997年）、『新しい農業経済学』（1998年7月、権光植〔クオン・グァンシク〕氏との共著）など一連の著書の中で農政変革の青写真を提示していた。「成すべきことは、青写真に基づいて農政変革を着実に具現すること」であった。——金氏は①韓国農業経済学会の会長を務め、FAOのアジア太平洋地域・農村農業金融協会（APRACA）事務総長を務めたこともある韓国を代表する国際的な農業経済学者であるとともに、②農民・市民団体から全幅の信頼を寄せられる市民運動家（UR農業合意の受諾に反対し、93年2月から94年2月まで、「ウリサル（我らの米）防衛汎国民対策会議」執行委員長として、韓国農民運動史上最大と言われたYS政権批判運動を展開）でもあり、③崔洋夫氏により、YS政権下の農漁村発展委員会の委員（国際競争力小委員会・委員長）に選ばれて「農漁村発展対策及び農政改革推進方法」の策定にも積極的に参加した、“骨太の学者”としてマスコミからも高く評価されている。

金成勳氏の農政理念を訊ねたら、「農業は生命創造の産業。韓国農業の生き残りのためのキーワードは『親環境農業』と『家族農』」との回答が返ってきた。——以下に紹介するのは、インタビュー・メモに基づく、金氏の「農政改革論」の一端である。

#### ①国民が支えないと農業はダメになる：韓国農業の発展基盤は国民の理解とサポート

\*「支持に値する農業」だと納得しなければ、国民は支持しない。支持に値する農業とは、国民が求める安全な食料を安定的に供給する環境親和的な農業、すなわち親環境農業である。

#### ②量から質への“戦略的”農政転換：親環境農業の育成（韓国農業が生き残る道）

\*量的価値観に基づく旧来型の農政を続ける限り、韓国農業に勝ち目はない。しかし、非価格競争力、すなわち、親環境農業が有する安全・健康などの質的競争力（差別化）を高めることにより、韓国農業は国民に支持される農業になりうる。だからこそ、農政を転換してその基軸を親環境農業の育成に据えなければならない。

#### ③家族農の重視：不利を有利に変える逆転の発想（農政パラダイムの大転換）

\*「小規模+家族農」という韓国農業の宿命的特質は、諸外国との比較において不利な条件だと考えられてきた。しかし、資源循環、多品目少量生産など、自然との共生を図るきめ細やかな親環境農業を実践する上では、むしろ有利な条件になりうる。

#### ④販路の確保：産直（直取引）重視

\* 「販路整備なき生産振興は失敗する。過去の農政が失敗した原因の1つは販路整備を疎かにしたためだ」と考えた金氏は長官就任後、以下のような農産物流通改革を行った。

- ・農協の店（ハナロ・マート）に「親環境農産物コーナー」の設置を要請して実現。
- ・ソウル市の各区長に農産物直販所設置のための5億ウォンの予算化を要請。その結果、ソウル市及び主要都市に50カ所の直販所が開設された。
- ・農産物流通センター（後に農産物総合流通センターと改称。夜は業者向けの産直卸売市場、昼は消費者向けの産直小売店〔ハナロ・クラブ〕として、24時間・年中無休で営業）を5カ所建設し、農畜水産物の直取引を推進。

別言すれば、「農民は高品質で安全な農産物の生産など消費者ニーズに合った環境親和的な農業に転換する。消費者は安全性にすぐれた国産農産物の消費（愛農運動）を通じて農業・農村に対する認識を深める。そして政府は農民支援と消費者啓発に必要な諸施策を整備・実行する。…このような農民、消費者、政府、三位一体の協力体制が確立すれば、厳しいWTO体制の下でも韓国農業は生き残ることができる」と金氏は考えたのである。

また、1997年12月13日に公布された環境農業育成法（2001年1月に「親環境農業育成法」に改称・改正）は、1998年12月14日から施行されることになっており、金氏は部下に指示して、就任直後から、同法に基づく「親環境農業直接支払制度」の導入準備を進めた。「親環境農業は、①土、②水、③空気を蘇らせ、④消費者の生命・健康を守り、⑤農家の所得も保障する『一石五鳥の効果』を持つ農業であり、小規模・家族農という韓国農業の現実に最も適した農業である。私は、親環境農業直接支払制度を導入すべく準備していたが、当時、とくに経済界には『IMF 経済危機によって韓国経済全体が窮地に陥っているのに、どうして農業だけ特別扱いするのか』との批判の声が強く、政策実現が危ぶまれた」ため、一計を案じ、「金鍾泌（キム・ジョンピル） 国務総理（自民連）に依頼して1998年11月11日の第3回農業者の日に『親環境農業元年宣布』を行い、『親環境農業重視はDJ 国民政府の基本路線である』ことをアピールした」。そして「この宣布によって、少なくとも表面上は経済界に渦巻いていた批判の声は沈静化し、親環境農業への直接支払制度が1999年度から導入できた」と、金氏は当時の攻防の様子を解説した。

#### （2）韓国農政における親環境農業の位置づけ

許信行、崔洋夫、金成勳氏たち3人の農業経済学者が敷いた、親環境農業路線への軸足移動はその後も着実に継承され、韓国農政の柱の1つとして揺るぎない位置づけを与えられている。

その端的な事例として、上述の「親環境農業元年宣布」がある。これにより、韓国

農政のパラダイム転換（親環境農業路線への軸足移動）が公約され、そして、その公約どおり、親環境農業への直接支払制度が1999年度から導入されることになる。

他の事例としては、2001年1月に農林部が策定した「親環境農業育成5ヵ年（01年～05年）計画」がある。そこには、「2005年までに①農薬・化学肥料の使用量をそれぞれ30%削減（基準年：1999年）する、②農産物全体に占める親環境農産物の割合を5%に拡大する」との数値目標が明記され、親環境農業を体系的に育成するための多様な施策（7つの課題：親環境農業実践基盤造成、親環境農業技術開発、総合農地培養推進、畜産糞尿資源化、親環境農業実践農家支援、親環境農産物流通活性化、国際協力）が具体的に示されている。

さらに、2002年に農林部は「農薬、化学肥料、飼料添加物などの化学合成物質を一切使用しない先進国の厳格な基準に基づく有機農業を積極的に育成するため」に、親環境農業の育成とは別立てで「有機農業育成対策」を策定。「農産物全体に占める有機農産物の割合を2001年の0.2%から2005年には0.5%に、そして2010年までに2.0%に拡大させる」との数値目標を明示した。

### 3. 倍々ゲームのように増加した親環境農業<sup>(1)</sup>

#### (1) 4つの直接支払制度

韓国では現在、4つの直接支払制度（生産者への直接所得補償）が実施されている。

①経営移譲直接支払制度、②親環境農業直接支払制度、③水田農業直接支払制度、④米所得保全直接支払制度がそれである（第1図および第2図を参照）。最後のものは、米価が下落した場合、米作農家の基準粗収入の80%を所得補償する制度で、その機能と内容はカナダやアメリカですでに実施されている「収入保険」に似ており、2002年産米から適用されている（同制度に参加する農家は毎年、基準粗収入の0.5%を積み立てなければならない）。

他方、経営移譲直接支払制度は65歳以上の高齢農民のリタイアを促し、農地等経営資源を経営者能力のある55歳以下の農民に集中させることを目的に1997年度から導入されており、1ha当たり268万ウォン（1ウォン≒0.1円）が支給される。

興味深いのは、親環境農業および水田農業に対する直接支払制度である。日本では現時点においても導入されていないが、韓国ではすでに1999年度から親環境農業直接支払制度、2001年度から水田農業直接支払制度をそれぞれ導入している。

親環境農業直接支払制度は導入当初、農林部が選定した上水源保護区域や自然公園地域など環境規制地域において親環境農業を実践する生産組織を対象に、1農家当たり5haを上限（下限は0.1ha）として1ha当たり52.4万ウォンを3年間支給。支給条件は「残留農薬検査と土壌化学分析検査の双方をパスした場合は100%、どちらか片方の場合は50%」となっていた。しかし、2002年度からは地域指定をやめて、有機農産物、転換期有機農産物、無農薬農産物の認証を受けた全国の農家を優先対象と

	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年
大統領	金 泳 三	金 大 中				盧 武 鉉		
農政改革者	・許領行:農林部長官 (1993.2-1993.12) ・崔洋夫:大統領府 農水産主席 (1993.12-1998.2)	金成勳:農林部長官(1998.3-2000.8)						
法 制 度 等	環境農業育成法 (12月)	親環境農業 元年・宣布 (11月)	親環境農業 育成計画 策定(2月)			親環境農業 育成法(改称: 改正)(1月)		
1) 経営移譲 直接支払制度	○(1997年度より導入)							
2) 親環境農業 直接支払制度	時「支給期間」の上限は「3年」							
対象地域	指定地域				全 国			
支給対象面積(農家1戸当たり)	0.1~5.0ha				"		"	
有機・転換期有機	52.4				52.4		79.4	
無農薬	52.4				52.4		67.4	
低農薬	52.4				52.4		52.4	
水	52.4				52.4		77.0	
有機・転換期有機	52.4				52.4		80.2	
無農薬	52.4				52.4		65.0	
低農薬	52.4				52.4		53.2	
田	52.4				52.4		50.0	
低農薬	52.4				52.4		53.2	
	【参考】事業予算額 2003年:合計43億3,700万ウォン(7,440ha) 内訳:畑 29億8,800万ウォン(5,270ha) 水田13億4,900万ウォン(2,170ha)							
	2004年:合計56億1,700万ウォン(12,419ha) 内訳:畑 48億2,000万ウォン(7,934ha) 水田 7億9,700万ウォン(4,485ha)							
3) 水田農業 直接支払制度	時「支給期間」の上限は「なし」(何年でも「契約更新」可能)。							
対象地域(灌漑水田)	全 国				"		"	
支給対象面積(農家1戸当たり)	0.1~2.0ha				"		0.1~4.0ha	
農業振興地域内(約58万ha)	25.0				50.0		50.0	
農業振興地域外(約31万ha)	20.0				40.0		43.2	
	【参考】事業予算額 2003年:4,052億ウォン(農林部門予算額の約4.1%)、2004年:4,810億ウォン(約4.8%)							
4) コメ所得保全 直接支払制度	○(2002年度より導入)							
5) 条件不利地域 直接支払制度	△(導入に向けて準備中)							
6) 景観保全 直接支払制度	※(検討中)							

注) 韓国農林部「親環境農業育成政策」(各年度版)資料に基づいて、足立(a45k89@affro.go.jp)作成。

第2図 韓国の直接支払制度：歴史的経過

し、事業量に余裕がある場合は、環境規制地域において低農薬農産物認証を受けた農家を次点対象とすることに変更された。ちなみに、2002年度の受給農家数は7,126戸(5,731ha)であった。

さらに、2003年度からは、①「畑」と「水田」部門に区分して支給単価に格差を設けるとともに、②栽培方法によっても支給格差を設けるよう改正された。その詳細は第2図に整理したとおりで、ちなみに2003年度の「畑」部門の支給単価は1ha当たり、有機・転換期有機79.4万ウォン、無農薬67.4万ウォン、低農薬52.4万ウォン。「水田」部門の支給単価は有機・転換期有機77万ウォン、無農薬65万ウォン、低農薬50万ウォンとなっている。後者はすぐ後に述べる水田農業直接支払制度とリンクさせて、「農業振興地域内の水田の『基本単価』(2003年度:50万ウォン、2004年度:53.2万ウォン)+親環境農産物の認証レベルに応じた『加算金』」という算定式に基づいて計算される。「加算金」は有機・転換期有機の場合は27万ウォン、無農薬の場合は15万ウォン、低農薬の場合はゼロに設定され、生産者の農薬使用削減へのインセンティブを引き出すよう工夫されている。なお、有機とは「3年以上、農薬・化学肥料を使用せずに栽培」、転換期有機とは「1年以上3年未満、農薬・化学肥料を使用せずに栽培」、無農薬とは「当該作物の栽培期間中のみ、農薬を使用せずに栽培」、低農薬とは「当該作物の栽培期間中、農薬を2分の1以下に削減して栽培」したものと、それぞれ定義されて



いる。

また、事業予算額（事業面積）は 2003 年度 43.4 億ウォン（7,440ha），2004 年度 56.2 億ウォン（12,419ha）となっている。参考までに、2004 年度の実業予算額 56.2 億ウォン（＝5.62 億円）を日本にあてはめると、日本の農林予算規模は韓国の約 3 倍だから 16.9 億円に相当する。

水田農業直接支払制度は「WTO 農業協定における基本的な許容政策である直接支払制度を水田農業に導入することによって農家所得の安定を図り、洪水防止・景観維持など水田の持つ公益的機能を保全し、肥料・農薬の適正使用など親環境的営農の普及を誘導し、もって国土環境保全および安全な農産物の生産を奨励することを目的」に導入された。

この制度の対象は韓国全土の灌漑水田約 89 万 ha で、①水田の形状および機能を維持し、②親環境的営農を実践し、③親環境農業講習を受講し、かつ④農薬・化学肥料の使用状況等を記載した営農日誌をつけることを受給要件として、2001 年度は農業振興地域内の水田には 1 ha 当たり 25 万ウォン、農業振興地域外の水田には 20 万ウォンが支給された。しかし、当初から支給額が低すぎるとの批判があったため、2002 年度からはそれぞれ 50 万ウォン、40 万ウォンに倍増され、さらに 2004 年度からは 53.2 万ウォン、43.2 万ウォンに増額されて今日に至っている。

また、事業予算額（農林部予算額に占める割合）は 2003 年度 4,052 億ウォン（約 4.1%），2004 年度 4,810 億ウォン（約 4.8%）となっている。参考までに 2004 年度の実業予算額を日本にあてはめると、約 1,443 億円に相当する。

## （2）親環境農業育成政策の効果

### 1) 倍々ゲームのように増加

以上、見たような、親環境農業に関する多様な育成・支援政策が行われた結果、第 1 表に示されるように、親環境農産物の生産・流通量は 1999 年から 2003 年まで毎年ほぼ 2 倍の割合で増加している。

第 1 表 親環境農産物（表示認証を受けたもの）の生産動向

	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年
農家数 (1,000戸)	1	2	4	12	23
面積 (1,000ha)	1	2	4	11	25
生産量 (1,000 t)	27	35	87	200	366

出典) 金種淑「韓国における親環境稲作の現況と課題」(日本有機農業学会『有機農業研究年報Vol.4』、コモンズ、2004年)

原資料) 国立農産物品質管理院。

ここに示された数値は、親環境農業育成法を根拠法にして導入された「親環境農産物表示認証制度」に基づく親環境農産物、すなわち「認証マーク」付きで流通する

「認証を受けた親環境農産物」だが<sup>(2)</sup>、認証を受けなかったもの（したがって、親環境農産物と表示せずに直売等されたもの）、認証を受ける必要がないもの（一般親環境農産物）も含めて、2004年の親環境農業の市場規模は約5,000億ウォンと推計されている<sup>(3)</sup>。ちなみに韓国の農業生産額は約20兆ウォン（2000年代平均）だから、それに占めるシェアは約2.5%になる。

また、韓国の2003年の耕地面積は田畑合わせて184.6万haだから、第1表に示される親環境農業実施面積のシェアは約1.4%。総農家数は126.4万戸だから、親環境農業実施農家のシェアは約1.8%。親環境農業を実施しているのは主として専業農家だと仮定すれば、同シェアは約2.8%となる（総専業農家数は81.3万戸）。

## 2) 順調に伸びる親環境稲作

第2表は親環境稲作、すなわちアイガモ、タニシ、米ヌカ、キトサンなどを利活用した環境負荷軽減に資する米づくりの2003年時点の様子を示したものである。

第2表 親環境稲作の現況（2003年）

区分		計	アイガモ農法	タニシ農法	米ヌカ農法	キトサン農法	その他
農家数	戸	32,786	5,745	5,094	3,339	2,814	15,794
面積	ha	23,433	4,256	3,880	2,514	2,409	10,374
	%	(100)	(18.2)	(16.6)	(10.7)	(10.3)	(44.3)

出典) 金種淑「韓国における親環境稲作の現況と課題」(日本有機農業学会『有機農業研究年報Vol.4』、コムズ、2004年)

原資料) 農林部(2003年12月調査結果)。

これら親環境稲作（表示認証を受けていないものも含む）の実施面積の展開過程を見ると、2000年の2,171ha、01年の4,782ha、02年の11,077ha、そして03年の23,433haと、これまた前述の親環境農産物（表示認証を受けたもの）と同じく、倍々ゲームのように増加している。参考までに、農林部では2004年見通しとして、46,000ha（59,000戸）という数値を示している<sup>(4)</sup>。

## 3) 順調に進む農薬、化学肥料の使用量の削減

表示認証を受けた親環境農産物ならびに表示認証を受けていないものも含めた親環境稲作の生産動向を農林部資料により概観し、親環境農業育成政策の導入とともに倍々ゲームのように増加していることを確認した。

次に、その結果としての農薬、化学肥料の使用量の動向について見ておきたい。

農林部は「1999年を基準年として、2005年までに農薬および化学肥料の使用量を30%削減する」ことを親環境農業育成政策の目標に掲げている。そのことは先に指摘したが、農林部資料<sup>(5)</sup>により実績を見ると、それぞれ次のようになっている。

①農薬使用量（単位面積当たり，成分量：kg/ha）

- ・水 稲：99年＝4.7 → 02年＝3.0（99年対比で36%削減）
- ・園 芸：99年＝7.5 → 02年＝9.4（99年対比で25%増加）

②農薬出荷量（成分量：1,000 t）

：99年＝25.8 → 02年＝25.8（変化なし）

③化学肥料使用量

- ・総 量（成分量：1,000 t）

：99年＝842 → 02年＝690（99年対比で18%削減）

- ・単位面積当たり（成分量：kg/ha）

：99年＝398 → 02年＝341（99年対比で14%削減）

園芸作物については，親環境農業育成政策の企図とは裏腹に，農薬使用量が25%も増加しているが，水稲の農薬使用量に関しては05年を待たず，02年においてすでに目標の30%削減を達成している。断定するには，他の資料による「裏付け」が必要だが，ここに示された数値に誤りがなければ，親環境農業育成政策の“画期的な成果”だと評価できよう。

注（1）特に断らないかぎり，本項は韓国農林部資料（「親環境農業育成政策」各年度版）に基づいて記述している。

（2）韓国では，①有機，②転換期有機，③無農薬，④低農薬に加えて，⑤農薬安全使用基準および作物別施肥基準を遵守したもの（「一般親環境農産物」と呼称）を総括して「親環境農産物」と称している。このうち，表示認証制度の対象になるのは①②③④であり，⑤は除外されている。

（3）金種淑「韓国における親環境稲作の現況と課題」（日本有機農業学会『有機農業研究年報 Vol.4』コモンズ，2004年，p. 224）。

（4）稿末に示した参考資料（韓国農林部「親環境農業育成政策」2004年度版）13ページ（稿末仮訳118ページ）。

（5）同上，8～9ページ（稿末仮訳112～113ページ）。

## 2004年度 親環境農業育成政策

### 目 次

#### 1. 親環境農業推進の背景

##### (1) 親環境農業の概念

- 1) 「親環境農業」とは、農業と環境を調和させることによって持続可能な農業生産を誘導し、農家所得の増大、環境の保全、農産物の安全性などを同時に追求する農業をいう。
- 2) 親環境農業は生態系の物質循環システムを活用し、農薬安全使用基準および作物別標準施肥量を遵守して環境を保全し、病虫害総合管理（IPM）、作物養分総合管理（INM）、天敵・生物学的防除技術、輪作などを利用して農業環境を持続的に保全する包括的な概念である。
- 3) 親環境農業は大別して「有機農業 Organic Agriculture」と「低投入農業 Low Input Sustainable Agriculture」に区分できる。
  - (i) 「有機農業」とは、化学肥料、有機合成農薬（農薬、生長調整剤、除草剤）、家畜飼料添加剤など合成化学物質を一切使用せず、有機物や鉱石など天然由来資材のみを使用して農産物を生産する農業をいう。
  - (ii) 「低投入農業」とは、病虫害総合管理（IPM）技術を実践して農薬使用量を節減し、作物養分総合管理（INM）技術を実践して化学肥料使用量を節減するなど、合成化学物質の使用を最小化して農業環境汚染を軽減し、自然生態系を維持・保全することによって、安全な農産物を生産する農業をいう。

##### (2) 親環境農業の必要性

- 1) 農業生産の極大化を実現するには、慣行農業の商業主義的視点を越えて、消費者が求める農業環境や自然生態系の保全に資する親環境農業を育成することが必要である。
- 2) 土と水と空気を生かし、農業者にはいつまでも住み続けたいと思わせるような農村を、都市住民には何度も訪問したいと思わせるような農村を建設するために、親環境農業を実践することが必要である。

##### (3) 国内・外の条件変化

###### 1) 国外の条件変化

- (i) 農業分野において 1980 年代後半から“持続可能な農業 sustainable agriculture”概念が導入され、環境保全の側面のみならず、社会的・経済的側面における

- 農村・農業者問題の重要性が同時に強調されている。
- (ii) 1992年6月の「リオ宣言」およびその細部推進計画である「アジェンダ21」を採択したすべての参加国が、環境側面から農業政策を再考し、持続的な農業および農村開発に関する事項を実践するよう試行している。
  - (iii) OECDでは2004年初めに農業環境指標に関する総合報告書を発刊する予定であり、各国の農業環境政策を評価し、農業環境政策と貿易との関連性に関する議論を深化させている。
  - (iv) ヨーロッパ各国は有機農業育成目標を大きく拡大している。
    - 2005年まで農産物全体の5～10%、2010年まで10～20%に目標を設定。
    - デンマーク：2010年20%、ドイツ：20%、オランダ：10%

## 2) 国内の条件変化

- (i) この間、わが国農業は増産施策の推進により、国民の食糧問題の解決に大きく寄与した。しかし、その反面では、農薬や化学肥料の過剰使用によって農業用水等が汚染されるなど農業由来の環境汚染が増加し、農業生産の持続可能性が危ぶまれる状況が発生した。
- (ii) 近年、国民経済の発展による所得水準の向上に伴い、消費者は高品質・安全農産物を希望するようになり、親環境農産物に対する消費者の認識が大きく変化した。
  - 価格が一般農産物（慣行農産物）に比べて割高であっても、健康や環境保全を考慮して、有機農産物など親環境農産物を消費しようとする傾向が徐々に増加している。

## 2. 親環境農業推進の現況

### (1) 親環境農業推進の経緯

1990年代初期までは民間団体が中心になって親環境農業を推進してきたが、1990年代後半からは政府主導で親環境農業育成政策を推進している。

\*1994年12月：親環境農業課を新設。

1996年7月：「21世紀に向かう農林環境政策」を樹立。

1997年12月：親環境農業育成法を制定。

1999年度より「親環境農業直接支払制度」を施行。

\*2001年1月：親環境農業育成5ヵ年計画（'01～'05年）を樹立。

\*2001年度から「水田農業直接支払制度」を実施、親環境農業育成法を改正（'01年1月）して、2002年には「有機農業育成対策」を樹立・推進。

### (2) 親環境農産物の生産および流通の現況

#### 1) 親環境農産物の生産現況

- (i) 環境保全と食品安全に対する消費者の関心増大と、政府の親環境農業育成政策の

展開により、親環境農産物の生産・流通量が毎年増加している（表1参照）。

(ii) 主要品目別・栽培形態別生産量（2002.12月末現在）

- 穀類 1万 2,000 トン（6.0%），果実類 5万 8,000 トン（29.0%）  
野菜類 10万 4,000 トン（52.0%），芋類 5,000 トン（2.5%）  
その他 2万 1,000 トン（10.5%）
- 有機栽培 1万 6,000 トン（8.0%），転換期有機栽培 5,000 トン（2.5%）  
無農薬栽培 7万 7,000 トン（38.5%），低農薬栽培 10万 2,000 トン（51.0%）

表1 親環境農産物(表示認証を受けたもの)の生産動向

	1999	2000	2001	2002	2003年 (9月末)
農家数 (1,000戸)	1	2	4	12	22
面積 (1,000ha)	1	2	4	11	22
生産量 (1,000 t)	27	35	87	200	227

(出典)国立農産物品質管理院資料

2) 親環境農産物の流通現況

(i) 親環境農産物流通の特徴

- 多品目少量生産，生産と消費の数量的な制約，一般農産物との価格差別化などのために，一般農産物とは異なる直取引および専門流通業者による流通が主体。

(ii) 親環境農産物の流通経路

- 消費者との直取引，生産者組織（農協，親環境農業団体）・消費者団体（ハンサルリム，生協など）による流通，専門流通業者・デパートなどに「産直」する方式による流通。
- 最近，消費者との直取引中心よりは専門流通業者による流通の比重が増加傾向。

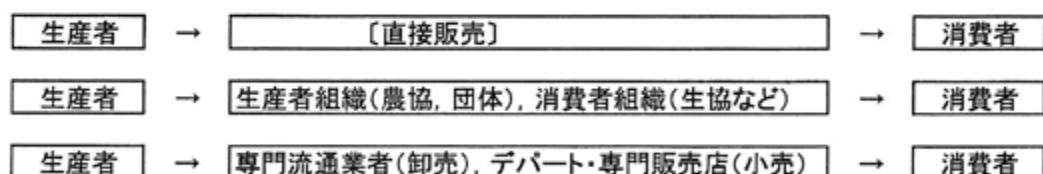


図1 親環境農産物の主要流通経路

3) 親環境農産物の販売額

- (i) 流通規模：（'00年） 1,500 億ウォン，（'01年） 2,000 億ウォン  
（'02年） 2,800 億ウォン，（'03年） 3,900 億ウォン

- (ii) 2003 年度主要作目別流通規模 (3,900 億ウォン)  
内訳=穀類 1,365 億ウォン (35%) , 野菜類 1,910 億ウォン (49%)  
果実類 470 億ウォン (12%) , その他 155 億ウォン (4%)

#### 4) 親環境農産物の電子商取引の現況 (2003 年 12 月現在)

- (i) 親環境農産物電子商取引サイト: 約 48 サイト  
(ii) 48 サイトの親環境農産物電子商取引 (月間) 売上額は平均 21 億ウォン  
→ 03 年度は 252 億ウォンの売り上げが見込まれ, 02 年度対比で 26%増の予想。  
→ ('01 年) 月間 10 億ウォン (年間 121 億ウォン)  
( '02 年) 月間 17 億ウォン (年間 200 億ウォン)  
( '03 年) 月間 21 億ウォン (年間 252 億ウォン)

### (3) 親環境農業政策推進基盤

#### 1) 親環境農業育成 5 ヶ年計画の推進

- (i) 2001 年に「親環境農業育成 5 ヶ年 ('01~'05 年) 計画」を策定し, 親環境農業を体系的に育成するための政策目標および方向を設定。  
(ii) 地域の条件, 農家の経営規模, 作物特性等に適した親環境農業技術を開発・普及。  
→ 2005 年までに①農薬・化学肥料の使用量を 30%削減 (1999 年対比)。  
②農産物の生産量に占める親環境農産物の割合を 5%に拡大。  
③畜産糞尿適正処理施設を 100%設置。

このために, 親環境農業実践基盤造成, 親環境農業技術開発, 総合農地培養推進および畜産糞尿資源化, 親環境農業実践農家支援, 親環境農産物流通活性化, 国際協力強化など 7 課題を推進。

#### 2) 有機農業育成中・長期総合対策の推進

- (i) 農薬, 化学肥料, 飼料添加剤などの化学合成物質を一切使用しない先進国の厳格な基準に基づく有機農業を積極的に育成するために, 有機農業育成対策を推進する。  
→ 農産物全体に占める有機農産物の割合を 2001 年 0.2%, 05 年 0.5%, 10 年までに 2.0%に拡大する。  
(ii) 有機農業育成総合対策の推進課題  
・親環境農業資材 (64 種) の特徴, 使用時の注意事項, 適正使用基準など標準使用方法を整備 (2002 年 11 月, 農業振興庁が指導指針により通達)。  
・自然循環型有機農業標準モデル開発推進 ('03~'06 年, 東国大など 4 大学コンソーシアム)。  
・有機・親環境農業の専門担当者を確保するための有機農業技術者制度の新設。  
・有機農業標準品種・技術開発・普及推進。  
・有機畜産農家に対する親環境直接支払補助金支給方案の検討。

### 3. 外国における有機農業の現況

#### (1) 有機農産物栽培面積 (2000年)

1) 先進国において有機農産物の栽培面積および生産量が毎年大きく増加 (表2参照)

(i) 有機農産物栽培面積は：中国 113 万 ha ('97)，イタリア 104 万 ha，アメリカ 95 万 ha ('01)，ドイツ 55 万 ha，イギリス 47 万 ha，フランス 37 万 ha，キューバは 130 万 ha 程度と推定。

(ii) 総栽培面積に占める有機農産物栽培面積の比率は：9.0% (スイス) ~1.4% (オランダ) で国による差が大きい。

・ちなみに、スイス (9%)，デンマーク (6.2)，スウェーデン (5.1)，ドイツ (3.2)，イギリス (2.5)，オランダ (1.4) の順。

表2 先進国における有機農産物栽培面積(2000年)

区 分	有機農産物 栽培面積 (1000ha)	総栽培面積 に占める割合 (%)
イギリス	473	2.5
ドイツ	546	3.2
イタリア	1,040	-
フランス	371	1.3
オランダ	28	1.4
ベルギー	21	0.9
オーストリア	272	10
スイス	95	9
デンマーク	165	6.2
スウェーデン	139	5.1
アメリカ('01)	949	0.3
日本	1	0.02
中国('97)	1,130	0.8
キューバ('98)	1,300	19.7

#### (2) 有機農産物販売額およびシェア (2000年)

1) 食品販売額に占める有機食品の比率は1%内外

◆食品販売額全体に占める有機農産物の比率はデンマークが2.5~3%で最も高く、先進国の大部分は1%内外。

→ 有機農産物販売額：アメリカ (80 億ドル)，中国 (67.5)，日本 (35) ドイツ (21)，イギリス (9.9)，イタリア (9.8) の順。



表3 先進国の有機農産物販売額(2000年)

区 分	販売額 (100万ドル)	食品総販売額 に占める割合 (%)
イギリス	986	1
ドイツ	2,128	1.25-1.50
イタリア	978	1
フランス	846	1
オランダ	210	1.2
ベルギー	138	1
オーストリア	195	1.8
スイス	457	2
デンマーク	372	2.5-3.0
スウェーデン	175	0.9
アメリカ('01)	8,000	1.5
日本	3,500	-
中国('97)	6,750	1.3
参考:韓国(注)	230	-

(注) 認証を受けた親環境農産物の推計販売額('02)

## 2) 先進国の有機農産物の消費展望

- (i) ヨーロッパでは 2006 年, 消費者の 58%が有機農産物・有機食品を消費し, 消費規模も現在の 2 倍に増加すると予想されている。
- (ii) 有機農産物・有機食品を持続的に購入する「固定的消費層」が継続的に増加。
- (iii) 有機農産物に対する需要が生産量を継続的に超過すると予想されている。

## 4. 親環境農産物の認証制度

### (1) 親環境農産物認証制度の概念

1) 親環境農産物認証制度とは, 親環境農業の育成と消費者保護のために, 専門認証機関の厳格な基準によって総点検し, その安全性と品質を認証する制度である。

### 2) 認証基準

- ・農産物: 経営管理, 栽培・包装・用水・種子, 栽培方法, 生産物の品質管理。
- ・畜産物: 飼育場および飼育条件, 自給飼料基盤, 家畜の搬出・搬入, 飼料および栄養管理, 動物福祉および病気管理, 品質管理など。

### 3) 認証制度の目的

- (i) 品質に優れた安全な農産物の生産・供給。
- (ii) わが国農産物の「品質競争力」の向上を図る。
- (iii) 生産条件の認証により, 安全農産物に対する消費者・国民の信頼構築。
- (iv) 消費者ニーズに合う高品質・安全農産物の生産・供給体系の確立。

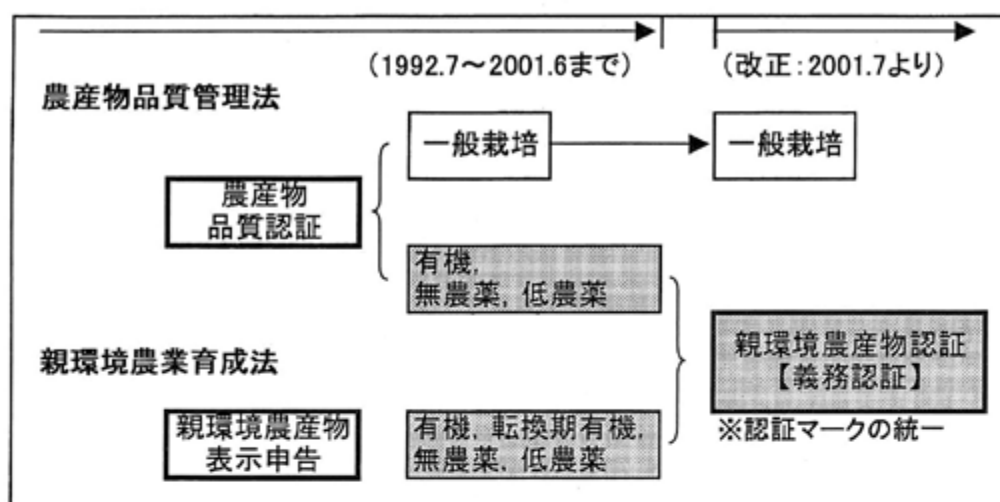


図2 親環境農産物認証制度の改正

## (2) 親環境農産物認証（マーク）の種類

- 1) 農産物：有機農産物，転換期有機農産物，無農薬農産物，低農薬農産物
- 2) 畜産物：有機畜産物，転換期有機畜産物



「有機」農産物＝3年以上、農薬・化学肥料を使用せずに栽培した農産物

「転換期有機」農産物＝1年以上（3年未満）農薬・化学肥料を使用せずに栽培した農産物

「無農薬」農産物＝（当該作物の栽培中）農薬を使用せずに栽培した農産物

「低農薬」農産物＝農薬を1/2以下に削減して栽培した農産物

→【虚偽表示に対する罰則】3年以下の懲役または3,000万ウォン以下の罰金。

## (3) 親環境農産物認証の手順

- 1) 認証プロセス：認証申請→ 認証審査→ 審査結果通知→ 生産出荷過程調査→ 市販品調査。
- 2) 認証方法：生産農家が希望する場合，生産条件・品質管理状況を審査し，認証の適否を通知。生産・出荷過程調査を経て，適格品に限り「認証票（マーク）」を表示して出荷。
- 3) 事後管理：内容物と表示事項の一致の適否など，認証品に対する市販品調査を行い，調査の結果，認証基準違反など異常品発見時には行政処分および告発措置。

#### 4) 認証有効期間および有効期間延長申請

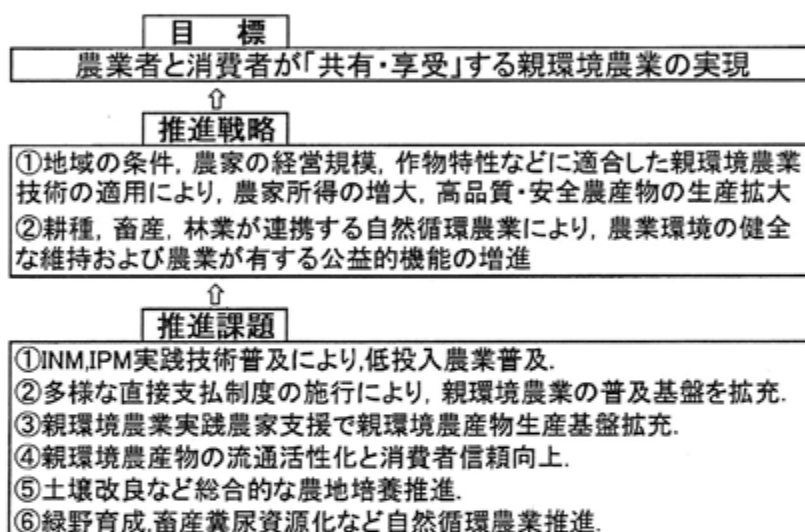
- ・ 認証有効期間： 認証書を交付してもらった日から1年間。
- ・ 認証有効期間延長申請： 認証有効期間満了の30日前までに認証を受けた機関に延長申請。

#### 5) 親環境農産物に関する民間認証機関の指定現況（2004年1月現在）

- ・ (社) フクスルリム, (社) 楊平環境農業-21 推進委員会, (社) 韓国有機農業協会など合計6団体。

### 5. 2004年「親環境農業育成政策」

#### (1) 親環境農業育成目標と推進戦略



#### (2) 親環境農業の発展方向

- ①親環境農業技術開発による、競争力ある親環境農業の普及
- ②親環境農産物の市場差別化による、生産農家の所得増大を企図
- ③農業環境および景観の管理強化による、農業の多面的機能の向上

##### 1) 親環境農業技術開発による、競争力ある親環境農業の普及

- (i) 現在のような「労働集約的親環境農業」では多数農家への普及が難しく、また、生産費が高いため、今後、中国など輸入有機農産物に対する競争力問題が発生することが憂慮される。
- (ii) 農村振興庁を中心に親環境農業技術開発を積極的に推進し、可能なかぎり多数の農家実践できる「競争力のある親環境農業」を育成する。

##### 2) 親環境農産物の市場差別化による、生産農家の所得増大を企図

- (i) 多くの農業者を親環境農業に参加するよう誘導するには、親環境農産物に適正な

価格が附与されること等を通じた、所得向上の実現が必要である。

- (ii) そのためには、親環境農産物の徹底した市場差別化が必要。加えて、消費者の信頼を得るには、低農薬農産物の認証など一部に問題がある現行の親環境農産物認証制度の改正が必要である。

### 3) 農業環境および景観の管理強化による、農業の多面的機能の向上

- (i) 国民所得水準の向上に伴い、順次生活の質を重視するようになり、さらに国土環境に対する国民的関心が高まることが展望される。しかし、わが国の農業は、環境に有益な多くの機能を有しているものの、他方で、化学肥料・農薬の過剰使用、畜産糞尿などによって環境に負荷を与える負の要素も同時に有している。
- (ii) したがって水質汚染など、農業生産に伴う環境汚染源を最小化するための政策を積極的に推進する必要がある。特に 4 大河川水系周辺、沼地周辺など環境的に敏感な地域に対する特別な対策推進が必要である。

## (3) 2004 年度主要推進施策

### 1) INM・IPM の実践による農薬・化学肥料の使用量を削減

- (i) 作物養分総合管理 (Integrated Nutrient Management) 実践

#### 【現況】

- ①化学肥料使用量 (成分量：千トン)

(’99年) 842, (’01年) 717, (’02年) 690 [’99年対比△18%]

- ②単位面積当たり使用量 (成分量：kg/ha)

(’99年) 398, (’01年) 343, (’02年) 341 [’99年対比△14%]

- ③わが国の化学肥料使用量は OECD 国家中で高い水準にあり、標準施肥量より過剰に散布されている状況。

→ 水稻の N/P/K の場合：

農家は、標準施肥量 (121/48/63 kg/ha) より 27/35/37 % (154/65/86 kg/ha)

過剰に散布している [1999年農業振興庁調査]。

#### 【目標】

- ◆1999年を基準年として、2005年までに化学肥料の使用量を 30%削減する。

#### 【推進施策】

- ①精密土壌検査に基づく施肥処方による「適量施肥」の推進。

\*全国市・郡農業技術センターの精密土壌検査室 148カ所を活用・運営。

2003年土壌検査実績：361千点 (一般検査 220, 戦略作物 79, 水田農業直接支払検査 62)

\*農協土壌診断センターの拡充・設置により農業者への適量施肥を指導。

農協土壌診断センター (検査件数)：2002年 251カ所 (323千点), 03年 301 (537)

- ②すでに普及した簡易土壌検査器 (A-PEN, 12,440台) を利用して、営農現場で農

業者自らが土壌状態を簡易診断して土壌改良を実施。

検定項目：ケイ酸・石灰含有量, pH, 塩類集積度 (EC) 等

③市・郡土壌環境情報 Web サービス (GIS) の構築および土壌情報のサービス提供 ('00) 2市・郡 (累計) → ('01) 29 → ('02) 61 → ('03) 71

④化学肥料使用量の削減による土壌環境保全・地力増進を目途とした「堆肥 (価格) 差損補填事業」の実施。

※ ('02年) 600千トン, ('02年) 600千トン (価格差損補填総額: 210億ウォン)

## (ii) 病虫害総合管理 (Integrated Pest Management) 実践

### 【現況】

①単位面積当たり農薬使用量 (成分: kg/ha)

('99年) 12.2, ('00年) 12.4, ('02年) 12.4

水稲用: ('99) 4.7, ('00) 4.9, ('02) 3.0 ('99年対比△36%)

園芸用など: ('99) 7.5, ('00) 7.5, ('02) 9.4 ('99年対比25%増)

②農薬出荷量 (千トン)

('99年) 25.8, ('00年) 26.1, ('01年) 28.3, ('02年) 25.8

※わが国の農薬使用量は OECD 国家中で高い水準にあり, 毎年, 気象条件や病虫害発生の様相により農薬使用量が大きく変動している。

### 【目標】

◆1999年を基準年として, 2005年までに農薬の使用量を30%削減する。

### 【推進施策】

①病虫害発生精密予察を通じた適期・適正防除の推進。

\*全国に観察圃場 1,403カ所, 予察圃場 150カ所設置して病虫害精密予察を実施。

\*病虫害予察結果を迅速に電波で農業者に知らせ, 病虫害の適期防除を誘導。

②天敵を利用した防除技術を普及し, 農薬使用量の削減を推進。

\*チリカブトダニなど天敵を大量に生産し, 農家に普及 ('03年: 5種, 471ha)

\*天敵大量生産システムの構築: ('02年) 3種 → ('05年) 10種

③IPM技術を適用したフェロモン試験事業の推進: 79カ所, 250ha

\*リンゴ IPM (164ha), 果園防除 (50), 施設野菜 (36)

④農薬安全使用基準遵守のための農業者教育の強化

\*新年の営農設計教育を通じた農薬安全使用教育: ('04年) 48万2千名

⑤親環境農業育成事業の「親環境農業の村」34カ所を IPM 実践技術普及教育の場として活用 → 「親環境農業先進村の現場見学」を実施。

## 2) 直接支払制度の充実

### (i) 親環境農業直接支払事業

#### 【目的】

\* 親環境農業実践農家の所得減少分を補填し、親環境農業を育成することによって農業・農村環境の保全と高品質な親環境農産物の生産を誘導する。

#### 【2004年支援計画】

表5 親環境農業直接支払制度予算現況

区 分		事業量 (ha)	事業費:国庫 (100万ウオン)
合 計		12,419	5,617
親環境農業 直接支払制度	畑 農 業	7,934	4,820
	水田農業	4,485	797

注)親環境農業直接支払制度の「水田農業部門」補助金は、水田農業直接支払制度事業費に含まれる。

#### 【申請資格】

\* 申請日現在、親環境農産物認証を受けた農業者または作目班  
・登記簿の地目が水田の場合は水田農業部門、陸田または林野である場合には畑部門で申請。

\* 申請期間：2004.3.1～3.31.

\* 申請機関：居住地の邑・面・町役場

#### 【補助金支給】

\* 事業対象者に選ばれた農家が履行条件を遵守した場合、11～12月中に申請時に提出した口座に全額入金処理される。

◆支給対象面積：0.1～5.0 ha

◆補助金が支給されない場合：

- ・親環境農業育成法第18条の2の規定により、認証が取消された農家。
- ・詐偽、その他の不正な方法で補助金を受けたことが判明した場合。

#### 【2004年度の変更事項】

- ①低農薬農産物の「新規」認証農家は、2004年から支援対象から除外する。  
・ただし、2003年に低農薬認証事業対象者に選ばれた農家が継続して低農薬認証農産物を生産する場合には、選定初年度を含む3年間は支援を継続する。
  - ②支給単価(畑部門：千ウオン/ha)：有機・転換期有機794，無農薬674，低農薬524(低農薬は'03年に事業対象者に選ばれた者に限る)
- ◆水田部門は農業振興地域の「基本単価」(532千ウオン/ha)に「インセンティブ」を誘引する施策として、親環境農産物認証レベルに応じた加算金を「積増し支給」する(有機・転換期有機270千ウオン/ha，無農薬150千ウオン/ha)。

(ii) 水田農業直接支払事業

【目的】

\*水田の公益的機能を保全し、肥料・農薬の適正使用など親環境的営農の普及を誘導して、国土環境の保全および安全な農産物の生産を振興する。

【事業内容】

①支給単価（千ウォン/ha）：農業振興地域内 532，農業振興地域外 432

\*支給対象面積：0.1ha～4.0haまで

②総所要事業予算：4,810億ウォン

【事業対象】

①対象要件：実際の水田利用実態を基準にし、1998年～2000年（3年間）期間中水田農業に利用され、水田の形状・機能維持など支給要件に適合した農地。

②申請者格

\*2004年からは新規事業申請の受け付けは行わず、変更申請だけ可能。

\*2003年度に選定され、補助金が支給された農地（農家）は改めて申請する必要はない。ただし、以下の場合は必ず事業申請（変更含む）を行う（'04.1～3月末）。

- ・耕作面積の増減など変更事由が発生した場合（耕作者変更含む）。
- ・コメ生産調整制度の対象農地として作物を栽培する場合。

【支援要件】

①水田の形状・機能維持義務の遵守（必須義務）

\*水田の底を平坦に維持し、畦畔を維持・管理する。

ただし、畑作物を栽培した水田においても畦畔を設置し、その維持・管理を行う。

②親環境的営農義務遵守（必須義務）

\*肥料は、検定施肥量・推奨施肥量により適正に使用する。

\*農薬は、食品医薬品安全庁長が告示した農薬残留許容基準に適合するよう使用し、「農薬安全使用基準」を遵守する。

\*親環境営農教育を履修し、かつ、肥料・農薬使用量を記載した営農記録を提出する。

※高齢等により記帳が難しい場合、農薬・肥料の購入に係る領収書を添付して提出。

【2004年度の変更事項】

①2004年からは新規申請の受け付けは行わず、すでに支給対象に選ばれた農地を対象にして支援を継続する。

②農家当たり支給対象面積を0.1～4.0haに拡大（従来0.1～2.0ha）

③畑作物に栽培転換する場合：変更申込書の提出を省略

④「営農規模化事業」対象農地に対しては、農業基盤公社から関連資料の連絡を受けて、水田農業直接支払制度の支給対象農家が重複していないかどうか、確認することを義務化する。

(iii) 親環境農業実践農家支援

(ア) 親環境農業育成支援事業

【目的】

- ①上水源保護区域または親環境農業の実践が必要な地域を中心に多様な形態の「親環境農業実践地区造成」支援を行い、農業環境保全と高品質・安全農産物の生産体系を構築する。
- ②コメ栽培平野部を中心に親環境農業中核技術者や INM・IPM 実践技術を集中的に普及し、低投入農業を実践するよう親環境農業の村造成を支援

【親環境農業地区造成事業（田畑大規模・小規模地区）】

- ①上水源保護区域または上水源に影響を及ぼす周辺地域以外の地域でも、親環境農業の実践が可能な地域を中心に地域単位農家等（10 農家 10ha 以上）が親環境農業を実践することにより、農業環境汚染を軽減する親環境農産物が生産できるよう、必要な施設と装備を支援する。

②支援実績：

\* 田畑：大規模地区

- ・支援実績（'98～'03 年）：49 カ所（4,942ha）に計 490 億ウォン支援。
- ・支援単価：地区別に 10 億ウォン。
- ・事業メニュー
  - ・有機資源生産に必要な施設・装備。
  - ・農産副産物を利用した堆肥製造施設。
  - ・親環境米生産施設・装備（鴨用木柵など）、環境親和型ビニールハウスなど。

\* 田畑：小規模地区

- ・支援実績（'95～'03 年）：562 カ所（6,590ha）に計 1,405 億ウォン支援。
- ・支援単価：地区別に 2.5 億ウォン
- ・事業メニュー
  - ・土着微生物生産施設・装備など有機資源生産に必要な施設・装備。
  - ・畜産糞尿堆肥・液肥化施設、農薬・化学肥料代替資材生産施設。
  - ・親環境米生産施設・装備（鴨用木柵など）、環境親和型ビニールハウスなど。

③2004 年支援計画

- \* 事業方式の改善：これまで推進してきた親環境農業地区造成事業の問題点を検討し、地域別に特化された新しい事業方式を導入。
  - ・田畑の大・小規模事業区分を廃止して親環境農業地区造成事業として統合し、事業地区の条件に合った適正規模事業を推進。
- \* 事業規模：（現行） 10～20ha（10 農家）または 50ha（50 農家）  
（改善） 10ha、10 農家以上で単一化、下限線だけ規定。
- \* 支援金額：事業規模と条件により 1 カ所当たり 2～10 億ウォンを差別支援。  
総事業費：120 億ウォン（国庫 40%、地方費 40%、自己負担 20%）



### 【親環境農業試験村】

- ①50ha以上のコメ栽培平野部を対象に、農薬・化学肥料の使用量削減を通じた高品質親環境米生産を誘導するために、親環境農業中核技術者育成費、INM・IPM実践のための教育・訓練費を支援する（3年連続支援）。
- ②支援実績（'99～'03年）：34カ所（2,254ha）に計34.4億ウォン支援。
- ③支援単価：1カ所当たり35百万ウォン  
（国庫50%，地方費30%，自己負担20%）
- ④2004年度支援計画：'02年から3年間、18カ所に支援中（毎年6.3億ウォン）。

### 【2004年度の変更事項】

#### ①事業規模統合

\*大・小規模事業区分を廃止して親環境農業地区造成事業に統合し、事業地区条件に合った適正規模の事業を推進する。

\*事業規模：（現行）10～20ha（10農家）または50ha（50農家）  
（改善）10ha、10農家以上で単一化、下限線だけ規定。

#### ②規模にともなう事業費を差別して支援

\*事業別標準事業費を産出し、事業内容により差別支援する。

\*事業費は事業内容と規模により2億～10億ウォンの範囲内で差別支援。

#### ③農家自己負担の軽減および個別施設への支援を縮小。

\*個別施設の支援比率は下方調整するが、農家の自己負担比率は軽減する。

（現行）個別生産施設：40%以内 → （改善）共同・個別生産施設：20%以内

\*支援条件：（現行）国庫32%，地方費32%，自己負担36%

（改善）国庫40%，地方費40%，自己負担20%

#### ④畜産糞尿堆肥化施設の自己規律化

\*地域条件と農家選好度により堆肥化施設の設置が可能となるよう、畜産糞尿堆肥化施設の設置制限を廃止する。

#### ⑤監理規制の緩和

\*市長・郡守が工事監督や確認手続きを通して、監理が可能な簡易施設や装備などは監理を省略できるようにし、過剰な監理問題を解消する。

#### ⑥事後管理機能の強化

\*事業規模に関係なく管理カードの整備、専門担当責任者の指定および同一管理期間の適用など、事後管理規定を統一し、事業の充実および事後管理機能を強化する。

### （イ）親環境農法による高品質安全米の生産を誘導

#### 【現況】

- ①農産物の安全性と健康に対する消費者・国民の関心が高まり、親環境農法米など安全性が高い農産物に対する消費が増加傾向にある。
- ②収量が多少落ちても、消費者ニーズに叶い、価格プレミアムが付く親環境農法米

を生産すること。そこにコメ栽培の活路を見出そうと考える農業者が増加している。

**表6 2003年産親環境農法米の栽培現況(2003.12調査結果)**

区分	計	合鴨農法	タニシ農法	米ぬか農法	キトサン農法	その他
農家数(戸)	32,786	5,745	5,094	3,339	2,814	15,794
面積(ha)	23,433	4,256	3,880	2,514	2,409	10,374

**【栽培計画】**

合鴨、タニシ、米ぬか農法など、親環境農法を利用したコメ栽培面積の更なる拡大。

(’03年) 32千戸, 23千ha → (’04年:計画) 59千戸, 46千ha

※参考: (’00年) 2,171ha → (’01年) 4,782ha → (’02年) 11,077ha

(’03年) 23,433ha → (’04年:計画) 45,846ha

**【推進計画】**

①水田農業直接支払制度に基づく親環境農法米への支給単価は、親環境認証のレベル別に応じて差別化を図る。

◆有機・転換期有機栽培 77, 無農薬栽培 65, 低農薬栽培 50 (2003年度, 単位: 万ウォン/ha)。

②親環境農業育成事業は、親環境認証基準(低農薬～有機栽培)に適合したコメ栽培を行っている所を優先選定。

\* (’03年) 645カ所 → (’04年) 678カ所 (33カ所を新規支援)

③親環境農法米の栽培拡大のための農業者技術教育および先進現場見学の強化。

\* 親環境農業教育事業と連係して、米作の親環境農業中核技術者, IPM(病害虫総合防除)・INM(作物養分総合管理)技術教育を実施。

\* 親環境農業試験村を親環境農業教育の場として活用および親環境農業先進村見学。

**(iv) 親環境農産物の流通活性化**

**【目標】**

\* 2005年までに農産物の生産量全体に占める割合を5%に拡大する。

【参考】有機農産物(’02年) 0.2% → (’05年) 1.0% → (’10年) 2.0%

**【推進施策】**

①親環境農産物の信頼性確保のための教育・広報の強化。

・親環境農産物 CF, 品評会など開催。

・都市消費者が親環境農産物を体験する機会を拡大し, 消費促進を誘導。

・親環境農産物の拡大・普及のための生産者・消費者教育の拡大。

②親環境農産物の安定した供給のための大量需要先の発掘。

・学校(小・中・高校・大学), 機関・団体の給食所, 企業・病院など大量需要先に対して親環境農産物の供給推進。

- ③親環境農産物の自助基金を作って消費促進。
  - ・生産者団体が自発的に販路拡大，需給調節，価格安定を模索。
- ④農協ハナロクラブなどに“親環境農産物専門販売コーナー”を設置・拡大する。
  - ・（'02年）112→（'03年）125→（'04年：計画）170→（'05年：計画）200カ所以上。
- ⑤地域農協と親環境農業団体に対して親環境農産物の直取引資金を支援。
  - ・（'02年）141→（'05）150億ウォン。
- ⑥農林部 HP の「農産物統合ショッピングモール」などと連係して，親環境農産物電子商取引の活性化を支援。
- ⑦親環境農産物の流通活性化のための物流センターの設置（'06～'13年）。

(v) 農地改良の総合的推進

(ア) 土壌改良剤（石灰・ケイ酸）の供給

【現況】

- ①酸性土壌および有効ケイ酸含有量が低い農地を改良するために土壌改良剤（石灰・ケイ酸）を供給。
  - ・供給実績（千トン）：（'99年）622→（'00年）632→（'01年）769
  - （'02年）809→（'03年）738

【推進施策】

①2004年度土壌改良剤供給計画

表7 2004年度土壌改良剤供給計画

区 分	計	ケイ酸	石灰
物 量 (1000 t)	674	368	306
金 額 (億ウォン)	449	261	188

- ②酸性土壌および有効ケイ酸含有量が低い農地を対象にケイ酸・石灰質肥料を4年1周期で供給し，農地の土壌改良を推進。
- ③邑・面単位の年次別供給計画により，平野部を中心に土壌改良剤の供給を支援。
  - ・邑・面の土壌改良剤供給推進委員会で散布対象農地を決定。
  - ・市・郡の農業技術センターの土壌検査に基づく適正施肥量を散布。
- ④土壌改良効果の増大および散布作業の簡便化のために，粒状ケイ酸質肥料を供給。
  - ・ケイ酸質肥料（千トン）：（'01年）7→（'02年）58
  - （'03年）85→（'04年）110
  - ・石灰質肥料（千トン）：（'04年）6
- ⑤重金属に汚染された農地も供給対象地に含み，毎年供給。

(イ) 客土事業推進

- ①汚染農地，傾斜地，高冷地など脆弱な農耕地を対象に，粘土含有量が15%（水

田 18cm, 畑 15cm 深くまで) になるよう客土を行う。

\*2004 年度支援計画：農業総合資金支援事業により推進。

\*支援条件：融資 100%。年利 4%。1 年据置。2 年目から 3 年間の均等償還。

#### (ウ) 冬季緑野育成および夏季堆肥増産の推進

##### 【現況】

①1998 年から冬季遊休地を利用した、緑肥・粗飼料供給のための緑野育成事業を推進。

\*推進実績「緑野（うち緑肥）千 ha」：（'00 年） 84（46）→（'01 年） 115（67）→（'02 年） 126（78）→（'03 年） 125（76）

②山野草などを利用した夏季堆肥増産運動の展開。

\*推進実績（百万トン）：（'00 年） 13→（'01 年） 13→（'02 年） 14→（'03 年）

13

##### 【推進目標】

①冬季緑野育成：2005 年まで 140 千 ha

②夏季堆肥増産：2005 年まで 14 百万トン

##### 【推進施策】

①飼料・緑肥作物を中心に緑野育成事業を大々的に展開。

\*2004 年度推進計画：130 千 ha（緑肥 80，飼料 50）

②緑野育成の重要性および経済的効果に対する教育・広報を今後も持続・推進。

③夏季堆肥生産の拡大のために業務評価や表彰等に反映し、生産推進を督励。

\*2004 年度堆肥生産計画：地方自治体ごとに独自計画により推進

\*親環境農業実践の基本は土壌地力の増進にあることを認識させ、農業者の自発的な参加を誘導する。

#### (エ) 【2004 年度の変更事項】

①客土事業の支援方式の変更

\*（'03 年度）土壌改良事業のうちの客土事業

（'04 年度）農業総合資金支援のうちの改善補修資金

②緑野育成事業の支援方式の変更

\*（'03 年度）地域特化事業のうちの推薦事業

（'04 年度）地域特化事業のうちの親環境農業育成

#### (vi) 畜産糞尿の資源化による自然循環農業の推進

##### 【現況】

①畜産業の規模拡大より畜産糞尿の発生量が年々増加している。

\*年間発生量（百万トン）：（'80 年） 35.8 →（'00 年） 47.8 →（'02 年） 49

②畜産糞尿の資源化のために堆肥化・液肥化などの資源化施設支援。

\*畜産糞尿処理施設支援実績（'91～'02 年）：9,250 億ウォン

\*同施設の設置率(%) : ('92年) 60→('01年) 96→('02年) 97.6

\*設置農家の資源化施設率(%) : ('92年) 19→('99年) 86→('01年) 92  
→('02年) 92

\*目標: 2005年までに規制対象処理施設を100%設置。

#### 【推進施策】

①畜産の規模拡大で密集飼育が増えることに伴う、農家の家畜疾病予防、畜産物の衛生管理強化のため、畜産に登録制度を導入(畜産法改正, 2002.12.26)。

②畜産糞尿の資源化のために畜産農家に施設の新設, 老朽施設の補修等に必要な資金を支援。

\*('01年) 1,597カ所, 364億ウォン→('02年) 1,700カ所, 411億ウォン  
('03年) 1,650カ所, 395億ウォン

③畜産糞尿リサイクル普及のためのインフラ構築

\*畜産糞尿を液肥・資源化して農地に還元する自然循環農業を実現するために“畜糞肥料流通センター” 35カ所設置('03年)

・液肥の回収・運搬・散布に必要な車両・部隊装備など支援(1カ所当たり2億ウォン)

\*田・畑など耕作地に設置する液肥貯蔵施設に対する支援事業の拡大

・('01年) 339基→('02年) 428基→('03年) 682基(1基容量: 200トン規模)

④化学肥料の使用量削減と地力増進のため、有機質肥料とのコスト差損を補填支援。

\*農協を通じた有機質肥料(副産物肥料)販売価格の差損を補填支援。

・('01年) 50万トン: 175億ウォン→('02年) 60万トン: 210億ウォン  
('03年) 60万トン: 210億ウォン

⑤有機畜産試験事業実施('03~'05年)

\*農協の安城(アンソン)牧場を有機畜産試験牧場として運営し、国内実情に合う畜種別の有機畜産細部飼養管理基準を策定する。

\*有機畜産希望農家の教育の場として活用し、有機畜産の普及基盤づくりを行う。

\*目標: 有機畜産と有機農業が互いに関連する自然循環農業の基盤を構築。

#### (vii) 廃農資材の回収による農村環境の汚染軽減

##### 【廃農資材の発生現況】

①ビニール使用量, 廃ビニール発生量の現況('02年: 韓国資源再生公社調べ)

\*年間廃ビニール発生量: 推定 261千トン(異質物含む)

②廃農薬容器の発生現況('02年: 韓国資源再生公社調べ)

\*年間の廃農薬容器数: 推定 84百万個

##### 【廃農資材の回収現況】

①2002年の廃ビニール回収量は発生量の52%(135千トン)で, 48%(126千ト

ン)が未回収。

\*回収量 135 千トン (資源再生公社回収 110 千トン, 民間回収業者回収 25 千トン)。

②農薬空瓶は 100%有償回収 (1 個当たり 50 ウォン) しているが, 合成樹脂容器の回収率が低く, 45%しか回収できていない。

\*2002 年の回収個数は 38 百万個 (ガラス瓶 6 百万個, 合成樹脂 32 百万個)。

#### 【推進施策】

①廃ビニール回収費への国庫支援

\*物量および金額: 85 千トン, 2,550 百万ウォン (2002 年)。

②廃ビニールおよび廃営農資材の「回収週間」の定例化 (年間 2 回)

\* 1 回目: (3 月, 営農準備期): 秋野菜用, 冬季栽培用の廃営農資材回収。

\* 2 回目: (11 月, 営農終了期): 夏季施設栽培, マルチ栽培用の廃営農資材回収。

③廃営農資材の撤去・回収を中・高校の社会奉仕活動と連係して, 学生の参加誘導。

④農業者に対して, 廃ビニール撤去・回収の重要性が認識できるよう広報。

\*冬季営農教育および親環境農業教育を行う時に廃ビニール回収を積極的に広報する。

(© 仮訳: 足立恭一郎)